

## 【報告第1号】

# 平成22年度会務並びに事業報告の件

## 1. はじめに

平成23年3月11日 我が国は未曾有の危機に直面しました。

66年前の敗戦を克服した国民をまるで試すかのように、我が国は大きな渦の中に投げ出されました。自らを見つめ直すなどという生易しさとはほど遠く、大地震が、国民の生活や価値観を一変させました。

しかし、今、すべての人が、挫けるのを必死に堪え、自分や他人を励まして復興への努力をしています。

我々司法書士は、国民生活の安定のために、自らを研鑽し、司法書士法が要求する司法書士としての役割を着実に果たしています。

当協会も、社員各位の努力に支えられ、公共の利益に資する事業の一端を担い、国民の利益を保全するため、さらには司法書士制度発展の一助となるために努力を続けてまいりました。そこには、常に公益とは何かの問いかけに対する真摯な議論と実践があり、公益法人としての確固たる信頼を勝ち得ています。

平成20年12月1日に施行された公益法人制度改革三法により特例社団法人となった今でも、司法書士法が要求する公益に資することを目的とすることに変わりはなく、公益法人移行推進委員会を中心に公益社団法人移行の準備をしています。

財政基盤を強化し公益に資する法人として存続するために定額会費制度を導入してから3年を経過した現在も、多くの方が社員として協会を支えていただき心から感謝申し上げます。

平成22年度も、執行部はもちろん協会支部幹事各位のご尽力のもと懸命な業務開発活動を行なった結果、独立行政法人権利移転登記事務管理業務を含めて延べ533人の社員各位に配分することができました。

協会の実力にさらに磨きをかけるべきであるとの考えのもと、研修事業や業務に役立つ情報の公開にも力を入れてまいりました。

そのノウハウや経験が苦難を乗り越えようとする我が国の再建に必ず役立つものであると確信しています。

以下に、その詳細をご報告申し上げます。

## 2. 平成22年度各部事業報告

### (1) 再開発・特殊法人部

再開発関係の受託事件は、武蔵小金井駅南口第1地区第一種市街地再開発事業（所有権移転登記業務）、八王子駅南口地区第一種市街地再開発事業（法第101条登記業務、所有権持分更正登記及び根抵当権変更登記業務、所有権持分移転登記業務）、東京都再開発事務所からアトラス国領（調布市国領町）の用地買収（敷地権の切り取り）に伴う関係権利者等調査業務及び環状第二号線新橋・虎ノ門地区建物権利登記業務を受託しました。

特殊法人関係では、厚生労働省所管の国立高度専門医療研究センターから6つの独立行政法人（国立がん研究センター、国立循環器病研究センター、国立精神・神経医療研究センター、国立国際医療研究センター、国立成育医療研究センター、国立長寿医療研究センター）への土地・建物の権利承継による移転登記、独立行政法人国立精神・神経医療研究センターからの土地の所有権移転登記、独立行政法人労働者健康福祉機構から建物所有権保存登記、東京都第二区画整理事務所からの十条地区関係権利者調査等業務を受託し、再開発・特殊法人部としての契約数は20でした。

再開発関係は、公嘱協会顧問・東京公共嘱託登記土地家屋調査士会及び平成22年度から導入しました入札ネットなどから情報を得て、積極的に入札に参加しております。しかし、残念ながら落札出来なかった事件も何件かありました。再開発関係の入札では、入札額だけでなく、過去の実績も重要視されていますので、引き続き研修等を通して社員一人ひとりの能力を高め、自治体等が求めるさまざまな要求に的確に答えていく体制を整えておくことが必要となります。

特殊法人関係では、入札制度の増大により他団体との競合が増え、積算額を下げざるを得ない状況になってきており、苦慮しているところです。

### (2) 公社業務開発部

公社の業務のうち大きな比重を占めていた「長期分譲住宅」は、2年ほど前にすべての団地が償還満了となり、概ね所有権移転登記が完了しています。

平成22年度の「長期分譲住宅」受託は、諸般の事情から所有権移転登記が保留となっていた住戸等で、問題が解決し移転登記の依頼があった住戸8件でした。

この一年、新規分譲住宅は一切なく、当協会にとって大変厳しい状況でした。

分譲住宅以外の受託では賃貸住宅の所有権保存、抵当権設定・抹消等を9件受託しました。

新しい案件として、公社が一括借り入れした民間住宅に対する賃借権の抹消登記16件を民間住宅課から受託しました。また資産管理課から代物弁済に基づく東京都への所有権移転登記を2件受託しました。

### (3) 市区町村業務開発部

府中協会支部においては、府中市から狭あい道路の拡幅、法定外公共物関連、公共用地取得に関する嘱託登記を継続的に受託しています。

調布協会支部においては、調布市の狭あい道路の拡幅に関する嘱託登記を継続的に受託しています。

田無協会支部においては、西東京市所有の建物所有権保存登記業務を受託しました。これまでも断続的ながら西東京市からは相談を受けております。

八王子協会支部においては、八王子市の道路拡幅にともなう嘱託登記にかかる権利関係調査業務を受託しました。八王子市とは信頼関係が築かれつつあります。

練馬協会支部においては、練馬区の嘱託登記にかかる権利登記関係調査業務を受託しました。練馬区とは年間を通じた基本契約を交わしております。

福生・青梅協会支部においては、奥多摩町の山林にかかる権利登記関係調査業務を受託しました。この業務は今後も継続的に発生するものです。

少しずつではあれ、市区町村への広報活動が奏功しているように思われます。

平成22年度は、東京司法書士政治連盟の協力を得て、共同して広報活動を行いました。また、新しい広報用資料を作成し、これまでのものを整理し、広報活動に力を入れました。しかし結果として平成21年度に比べて訪問先数の伸びがなく、これを反省点としたいと思います。

### (4) 東京都業務開発部

東京都業務開発部は、主に建設局などを担当しています。

建設局の第二建設事務所・第三建設事務所・第四建設事務所・北多摩南部建設事務所から、権利調査、相続人調査、所有権移転登記等を受託し、12支部で対応しました。

それらの受託案件の中には、旧民法の適用のある相続で複雑な案件や、涉外案件がありましたが、円滑に対応することができました。また、マンションの棟数が多いときには複数の支部合同で対応しました。登記専門職の司法書士の集団である当協会ならではの力が発揮できたものと思います。

受託予定額の積算は、担当理事が行い、時間に余裕のある案件については、実際の実務を担当するチームリーダーと共同で行いました。

また、平成22年度は、検討委員会を設けて、単価表の見直しを行いました。

特に相続人・持分確定の項目については、重要な法律判断を必要とするため慎重に検討しました。

建設局・建設事務所からの問い合わせは、社員の方々の協力を得て迅速、的確に対処しました。

また、受託のない建設事務所をピックアップして東京都業務開発部理事2名が、その地域に近い理事と共に、広報用ポスターと資料を持参し訪問しました。

## (5) 研修委員会

社員及び幹事等が、広報のために東京都建設事務所や市区町村等へ訪問する際に持参する資料として、これまで作成した資料に加え新規に広報用資料を追加作成し、整理して小冊子を作成しました。

担保権者の行方データ作成委員会を設置し、当協会ホームページの「担保権者の行方は？」のデータの拡充を行いました。金融機関の変遷データは時の経過とともに重要となるため、これらの情報を広く一般に公開しています。

比較的事例の多い権利承継を伴う担保権抹消申請書記載例、協会支部ごとの社員名簿（氏名、事務所の郵便番号及び住所）、広報誌「ハロ・ハロ・ガーデン公囀」のバックナンバーを当協会ホームページで閲覧できるようにしました。

司法書士関連の情報誌（6誌）から有益な情報を抽出し、整理したうえで、当協会ホームページにおいて「研修情報」として提供するための作業チームを立ち上げ、平成21年9月より掲載を始めました。

広く一般から参加者を募り以下の研修会を開催しました。

第1回 平成22年9月22日開催

テーマ 「筆界特定制度の概要」

（土地家屋調査士はどのようにして筆界を発見するか）

講師 東京土地家屋調査士会 土地家屋調査士 小沢 宏 先生

参加者 52名参加

第2回 平成23年3月22日開催

テーマ 「登記・供託オンライン申請システムについて」

（不動産登記を中心として）

講師 当協会常任理事 皆川邦彦

参加者 44名

## (6) 幹事会企画運営部

平成22年8月3日及び平成23年3月9日の2回、協会支部幹事会を開催しました。

第1回協会支部幹事会は、広報活動の強化を中心テーマに開催しました。公益法人化への取り組みについてなどの報告を通じ、当協会運営について協会支部幹事と執行部との認識の共有化を図りました。

第2回協会支部幹事会は、具体的な個々の業務の受託から完了までの過程を記録し、業務の全体を把握してその後の業務処理に活かすため、業務処理の方法をルール化することを提案しました。

また、杉並協会支部幹事からは、業務で取り扱った特殊な相続問題について報告を受け、福生・青梅協会支部幹事からは規模の大きな最近の取り扱い業務について報告を受けました。

### (7) 配分委員会

配分した協会支部の数は29支部、社員の数は延べ533名でした。従来から掲げていた協会支部間の公平な配分と、社員間の平等な配分という配分委員会の精神を堅持しつつ、実質的に公平な配分を実施することを念頭に配分を行いました。

公平公正な配分を行うため並びに受託事件の処理、管理を適切に行うために「受託事件の配分及び報酬に関する規定」を改正しました。

平成22年度は受託事件が増加し、また、独立行政法人権利移転登記事務管理業務の配分もあり、配分率もかなりアップしました。

各協会支部で業務開発した市区町村の受託案件分については従来通り開発支部に配分しました。東京都関連の建設事務所における事件については、従来通り、複数の協会支部に合同で配分し、建設事務所の担当者と面識を保ちながら他支部にも配分できるような手法をとり、より多くの協会支部及び社員に配分できるように工夫しました。

### (8) 組織改善部会

公益法人化へ向けて協会支部のあり方について検証し、支部組織強化のため各協会支部総会開催の支援をしてきました。具体的には、各協会支部総会への理事の派遣、開催通知等の事務処理の代行、開催費用の支給等を行いました。

また平成22年度は、部会を3回開催し、支部組織強化の問題のほか他府県公嘱協会の総会要領について分析し、当協会の組織改善の参考になる点を精査しました。その結果、入札に対する対応の相違で受託量に大きな差が出ていることが判明しました。

この点を強化するため平成22年度は試行的に入札ネットに加入し、積極的に入札に関わる方向性を出しました。

まだ入札ネットを十分に活用しているとは言えないため、成果は今後の利用次第という状況です。

## (9) 総務部

### ①当協会の社員動向

平成23年4月1日現在の社員は、個人社員561名、法人社員18名です。

公嘱協会の公益性及び司法書士の職能集団としての長年に亘る実績をアピールするため、東京司法書士会の入会式に理事を派遣して新加入者の促進を図りました。

### ②事務局の執務改善

週3回の事務局マネージャーを理事が担当し、事務局の負担軽減の一助としました。

事務量の軽減、効率的な処理方法の構築につき、平成22年度も検討を重ねました。

### ③関連団体との協議会等の開催

東京司法書士会と協議会をもち、相互の情報交換及び要望等の意見交換をしました。

東京司法書士政治連盟からは、都議会の陳情並びに市区町村への広報に同行していただくなど当協会の業務開発活動に助力していただきました。

平成23年1月14日に明治記念館において五団体共催の賀詞交歓会を開催し、当協会の受託先及び地方自治体議員の多数の方々に参加いただき、交流並びに貴重な意見を頂戴しました。

### ④災害対策活動

公益に資する事業の一環として、東京司法書士会の「災害復興対策及び危機管理対策委員会」に参加し、防災並びに被災時の危機管理対策活動を行いました。

東京都と災害復興まちづくりの支援に関する協定を締結し、「災害復興まちづくり支援機構」の正会員として活動しました。専門家としての立場から地域における防災対策及び災害復興対策活動を行いました。

### ⑤広報活動

広報室員4名で「ハロ・ハロ・ガーデン公嘱」の編集作業を行い、年3回の発行をしました。受託先となる公共団体に対して有益な情報を巻頭言に掲載して、当協会のPRになるような誌面作りを行いました。また、当協会の活動報告及び研修会の内容に関する情報をお伝えしようと室員一同取り組みました。平成22年度の機関誌の発行内容は、以下のとおりです。（敬称略）

- ・平成22年9月号発行 第115号
  - ・「担保権者の行方」データ募集／皆川邦彦
  - ・通常総会報告／杉山昭子
  - ・協会支部総会の総括／岡野直史

- ・平成23年4月号発行 第116号
  - ・新オンライン申請のシステムについて／皆川邦彦
  - ・賀詞交歓会報告／清家鉄平
  - ・研修報告（筆界特定）／永井正己
  - ・敷地権切り取り業務／木部響子
- ・平成23年6月号発行 第117号
  - ・都市再開発と登記について
  - ・公益法人認定に向けて（中間報告）
  - ・研修会報告（新オンライン申請）
  - ・支部幹事会報告

### （10）公益法人移行推進委員会

顧問公認会計士を交えて全7回の委員会を開催しました。当委員会では、平成21年度に作成した定款・規則・規程をふまえ具体的な公益認定移行申請書の内容を詳細に検討しました。また、全国公共嘱託登記司法書士協会協議会を通じ全国の単位協会の情報についても注視してきました。千葉県公共嘱託登記司法書士協会が全国で初めて移行認定申請を行ったところ、公益認定等審議会より「公益性」を理由に不認定を示唆され、取下げを行うというきびしい結果となっています。当委員会では、当協会の「公益性」について分析、精査を行いました。その結果、当協会としての独自性、具体性のある事業が必要であるという認識に至りました。そのために事業を①嘱託登記事業②国、地方公共団体、特殊法人等の登記事件に関する支援事業③地域防災・災害復興支援事業④広報・研修事業の4区分とし、いままでの各事業を充実、発展させていくことが必要であるとの結論に至りました。

## 3. 平成22年度事業報告資料

### （1）会務

当協会における事業執行のため、理事会14回、協会支部幹事会2回、監査会2回、幹事会企画運営部会2回、研修会2回、組織改善部会3回、東京司法書士会との協議会1回、「ハロ・ハロガーデン公嘱」広報室会議3回、をそれぞれ開催いたしました。

## (2) 受託事件

平成22年度受託した嘱託登記事件は、次のとおりです。

事件数件 615件 (平成21年度 777件)

受託収入金 56,583,918円

(平成21年度 金21,221,941円)

(詳細は、20頁～21頁参照)